

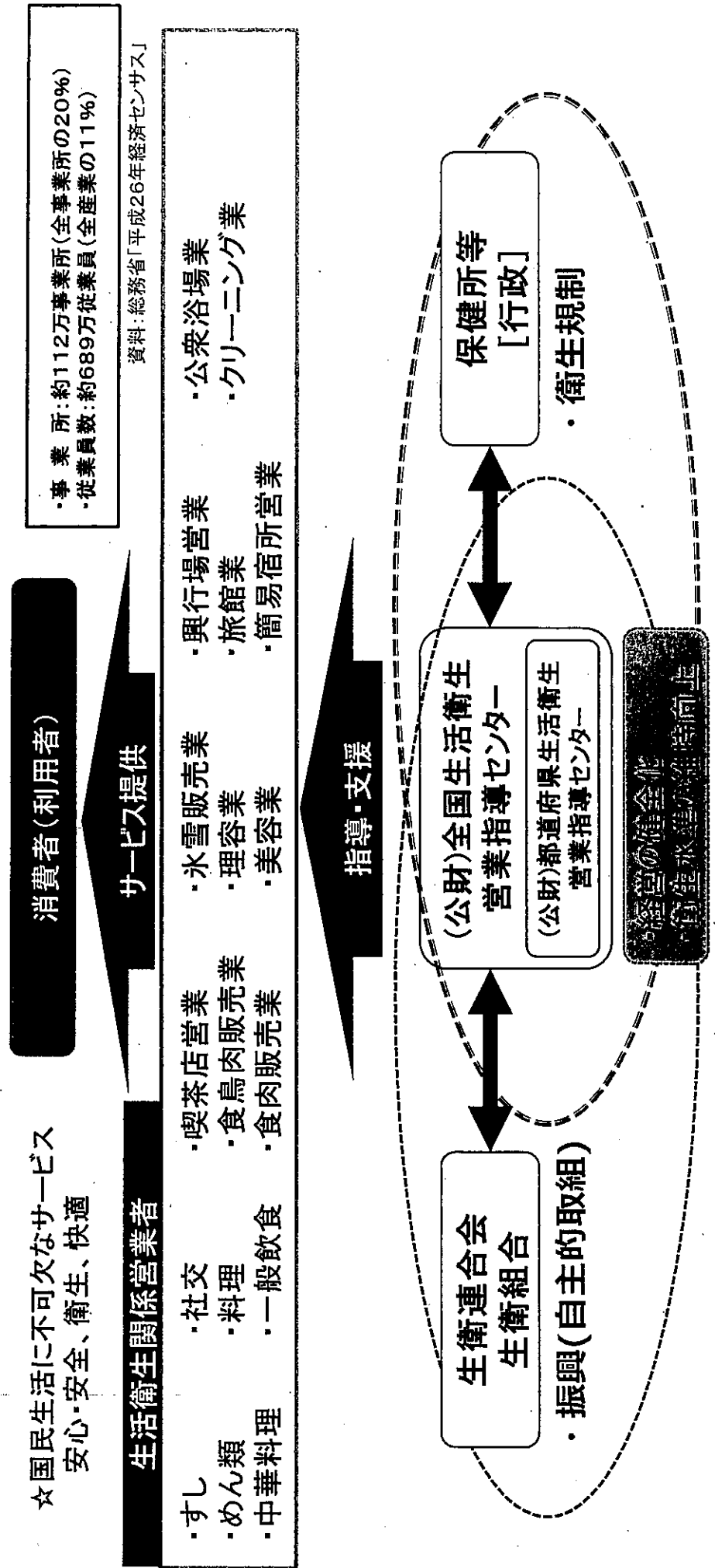
參考資料

＜参考資料目次＞

◇	生活衛生関係営業に係る施策体系	13
◇	平成29年度予算（案）について	15
◇	生活衛生融資の積極的な活用について	18
◇	生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報状況について	19
◇	振興指針及び振興計画のあらまし	21
◇	公害防止用設備に係る特例措置の延長	24
◇	火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の再周知について	32
◇	生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況	38
◇	平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について	41
◇	最低賃金引上げに関する周知状況	43
◇	生活衛生課所管表彰一覧	53

生活衛生関係営業に係る施策体系

- 生活衛生関係営業（生衛業）は、飲食業、美容業、理容業、クリーニング業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、衛生規制を行いつつ、衛生法に基づく各種の振興支援を行うことで、経営の健全化と衛生水準の向上を実現。



事業所：約112万事業所（全事業所の20%）
従業員数：約689万従業員（全産業の11%）

資料：総務省「平成26年経済センサス」

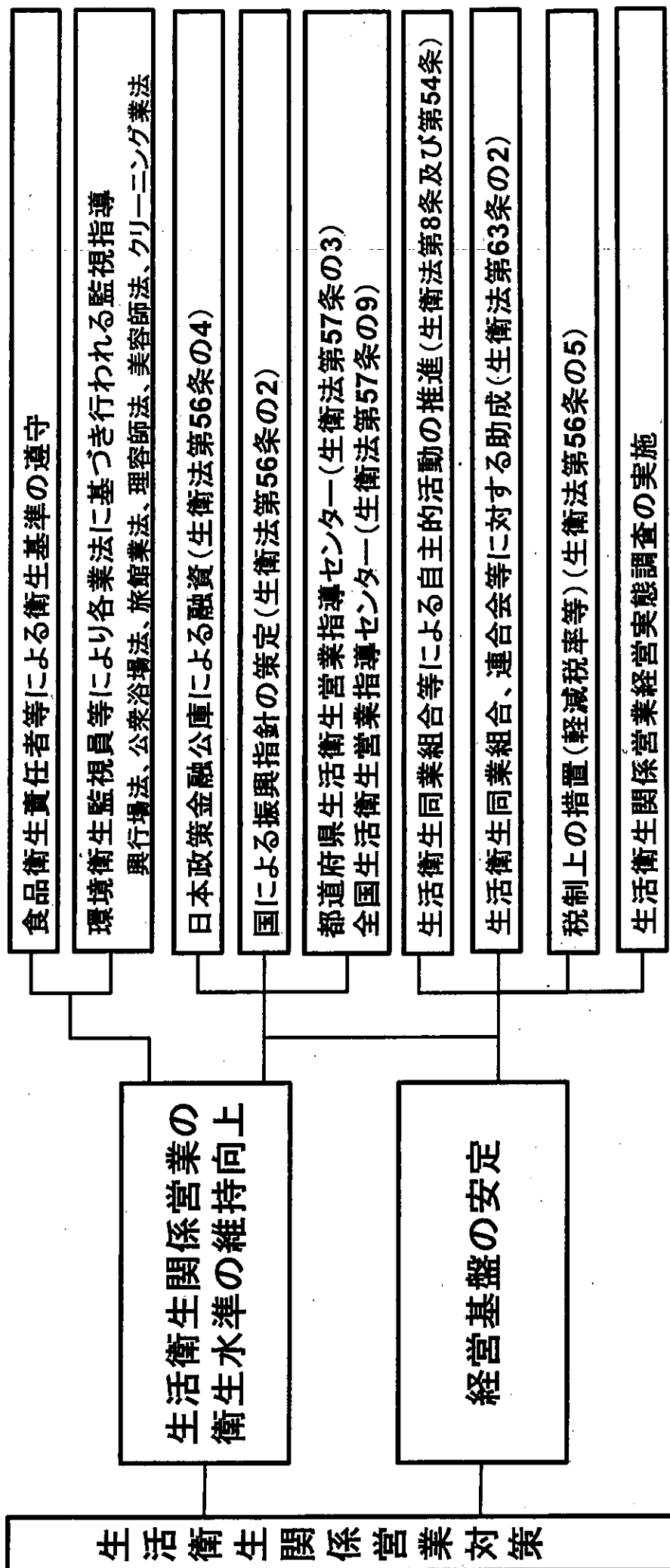
※生活衛生関係営業の業種毎に振興指針を定めるとともに、予算・融資（日本政策金融公庫）・税制措置等の支援策を通じて業界を振興

生衛法とその施策体系

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）（昭和32年6月3日法律第164号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興に計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。



平成29年度予算（案）について

予 算

29年度予算案 [28年度予算]

4, 485百万円[3, 983百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金 1, 043百万円[1, 028百万円]

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、少子・高齢化社会に対応した対策や外国人利用者の受入体制の整備などの取組を支援する。

⑨ 生活衛生関係営業インバウンド対策強化事業

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを控え、急増する訪日外国人旅行者対策への対応に取り組む生活衛生関係営業業者への支援の強化を図る。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金 3, 056百万円 [2, 496百万円]

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

・ 株式会社日本政策金融公庫出資金 355百万円 [428百万円]

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 150億円 [1, 150億円]

2. 貸付制度の改善

（1）創業者向け融資制度の拡充

- 創業者向け融資に係る貸付条件の拡充

（2）振興事業承継向け支援

- 後継者育成に係る融資制度の拡充

（3）生活衛生関係営業者の資金繰り支援【平成28年度二次補正予算：9.8億円】 （株式会社日本政策金融公庫出資金）

- インバウンド対応を行うために必要となる資金に係る貸付条件の拡充
- 熊本地震被災地の事業者の営業再開等に係る資金繰り支援を引き続き実施

等

税制改正

（※）：関係省庁と共同要望

1. 公害防止用設備に係る特例措置の延長

〔所得税、法人税〕

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機）の特別償却制度について、取得価格要件を600万円以上（現行：300万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価格要件を200万円以上（現行：100万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

3. 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長（※）

〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

4. 中小企業投資促進税制の延長（※）

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業投資促進税制から一部対象設備を見直した上で（器具備品を除外）、さらに上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制として新たに創設した上で、その適用期限を2年延長する。

5. 中小企業経営強化税制の創設（※）

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）について中小企業経営強化税制として改組し、対象資産に器具・備品及び建物附属設備等を拡充する措置等を行った上で、適用期限を2年間として創設する。

6. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除）の延長（※）

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小商業、サービス業等の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。

7. 中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の拡充（※）

〔固定資産税〕

認定経営力向上計画に基づき取得した機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に器具備品・建物附属設備等を対象地域・業種を限定した上で、追加する。

8. 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（※）

〔相続税、贈与税〕

〈検討事項〉

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

生活衛生融資の積極的な活用について

- 平成29年度の融資制度改正については、以下のとおり。
 - 1. 健康・福祉増進関連事業施設貸付制度について、借入申込時の条件である「福祉増進関連事業施設」である旨の証明を廃止する予定。
 - 2. 生活衛生関係営業新企業育成資金などの貸付について、貸付利率引き下げ要件である若年者の年齢を「30歳未満から35歳未満」へと改める予定。
- 平成28年度補正予算については、以下のとおり。
 - 1. 雇用の維持・拡大を図る企業や経営支援を受ける企業に対し、金利の引き下げを行った。
 - 2. インバウンド対応に係る資金の貸付を行う者に対し、金利の引き下げを行った。

生活衛生関係営業者の資金繰り支援
(株)日本政策金融公庫への政府出資金

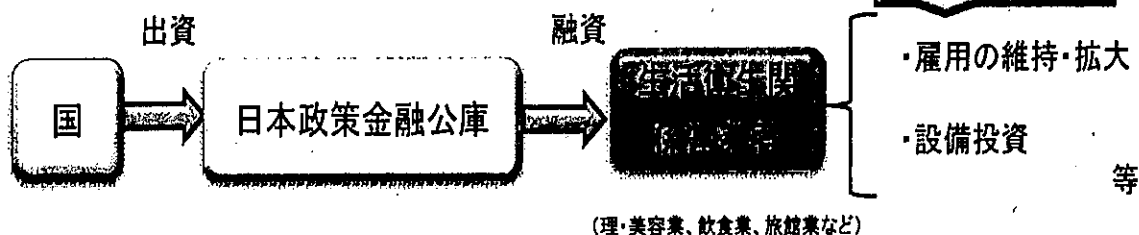
生活衛生関係営業について、世界的な景気減速に伴うリスクに備えるため、経営基盤等に
必要な資金について、(株)日本政策金融公庫の融資について拡充を図る。

■ 事業概要

28年度2次補正予算：1.5億円

○ 世界的な景気減速に伴うリスクへの対応

- ✓ 生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利引下げ
（雇用の維持・拡大を図る企業に対し△0.2% 等）
- ✓ インバウンド対策に係る資金の貸付利率引下げ
生活衛生同業組合員：設備資金⇒基準金利から△1.05%
 運転資金⇒基準金利から△0.65%
組合員以外：設備資金⇒基準金利から△0.65%



生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報状況について



あしたの暮らしをわかりやすく

政府広報オンライン

月間・週間

■ 平成28年11月の行事概要

標準営業約款普及登録促進月間

11月1日～11月30日

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS（Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること）を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

[関連ホームページ](#) / (公財) 全国生活衛生営業指導センター

生活衛生同業組合活動推進月間

11月1日～11月30日

理容、美容、クリーニングや飲食店など、国民の皆さんに最も身近で、生活に欠かすことのできないサービスを提供している生活衛生関係営業者は、業種ごとに組合を組織して、日々、衛生水準の向上などのための活動を続けています。こういった生活衛生組合の活動を改めて知ってもらうため、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、国民の皆さんに安心・安全なサービスを提供するための活動を推進していきます。

生活衛生同業組合活動推進月間及び標準営業約款の広報の一環として、
政府広報オンラインに掲載されています。

サイト内検索 🔍 調べたい語句を入力してください 🔍 検索 ▶ English

RSSを購読する 📡 SNS 🐦 📘 📄 文字 | 小 | 大 閲覧支援 🗉



標準営業約款

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard



厚生労働大臣認可

Sマーク

1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------|----------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 2,319店舗(クリーニング所2,133店舗・取次店186店舗) | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 27,257店舗 | 13,624店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 307店舗 | 302店舗 |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成28年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となり、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率が適用される。

振興指針及び振興計画のあらまし

I 振興指針

- 1 振興指針の目的
生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。
- 2 振興指針の性格
振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。
- 3 設定業種の指定
厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)
- 4 振興指針の告示
振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

III 振興事業に対する国の特別配慮

・融資上の恩恵（法第56条の4）
振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

II 振興計画

- 1 振興計画の策定目的
組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。
- 2 策定者
組合及び小組合
- 3 振興計画の記載事項
(1) 振興事業の目標
(2) 振興事業の内容及び実施時期
(3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等
- 4 振興計画の認定
組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成28年3月31日現在-】

クレーニング業		飲食店営業（すし店）		41件
理容業	47件	飲食店営業（美容業）	47件	47件
飲食店営業（めん類）	23件	旅館業	44件	44件
簡易宿所	3件	食肉販売業	22件	22件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	38件	38件
飲食店営業（料理業）	28件	飲食店営業（社交業）	16件	16件
喫茶店営業	27件	食鳥肉販売業	24件	24件
興行場営業	30件	浴場業	526件	526件
氷雪販売業	6件	合計		

- 5 実施状況の報告
振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成27年度
改定

○食肉販売業
○氷雪販売業

平成28年度
改定

○飲食店営業
（一般飲食）
（中華料理業）
（社交業）
（料理業）
○喫茶店営業

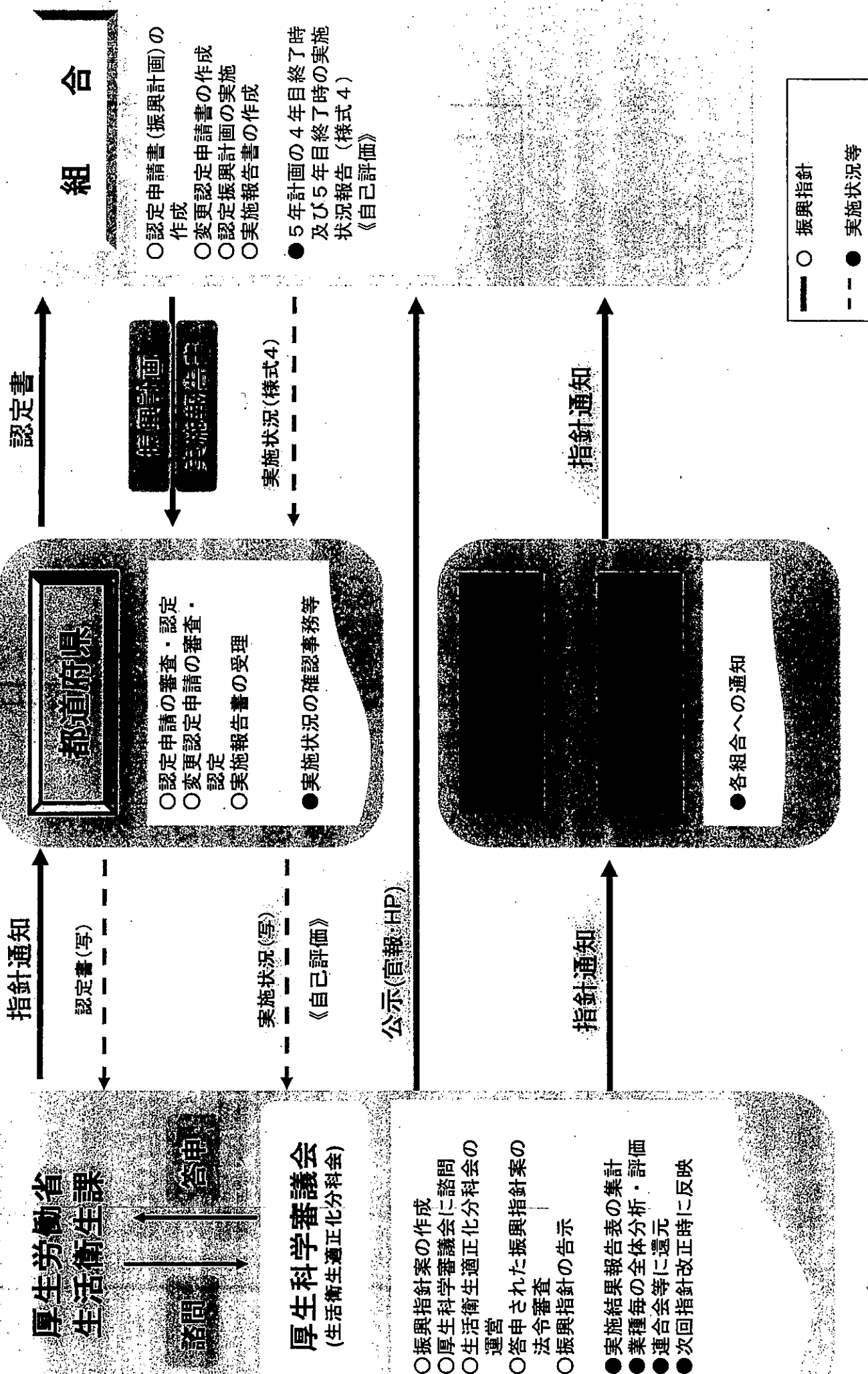
改定方針

- ★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定
- ★サービス産業の活性化及び生産性向上への対応、最低賃金の引き上げに向けた対応等を重点事項に追加
- ◎業界の強み、弱み、内部環境、外部環境を整理
- ◎価格以外の競争軸の創出（付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成29年度
改定
（予定）

○食鳥肉販売業

振興計画の変更等に関する事務窓口－図－



公害防止用設備に係る特例措置の延長

(所得税、法人税)

1. 大綱の概要

公害防止用設備の特例償却制度について、取得価格要件を600万円以上(現行：300万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

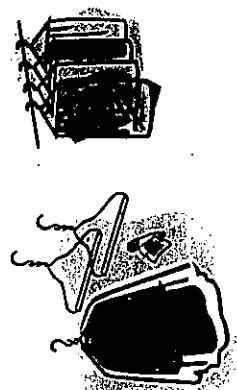
対象設備

テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機のうち、取得価格が600万円以上のもの

特例措置

特別償却（8%）

※中小企業者等に限る



1. 大綱の概要

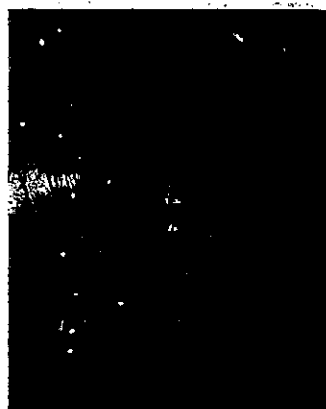
生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価格要件を200万円以上(現行:100万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

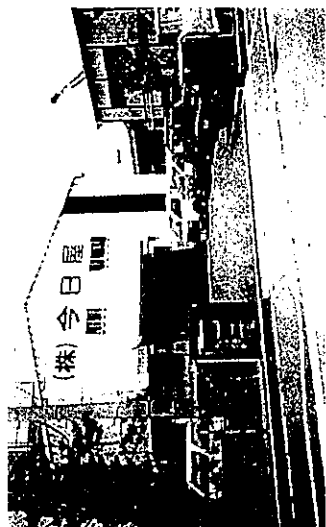
生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却ができる。

＜主な対象設備;例＞

- (1) 研修施設(美容・すし等)
- (2) クリーニングの共同工場
- (3) 共同配送設備



(美容等研修施設)



(クリーニング共同工場)

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

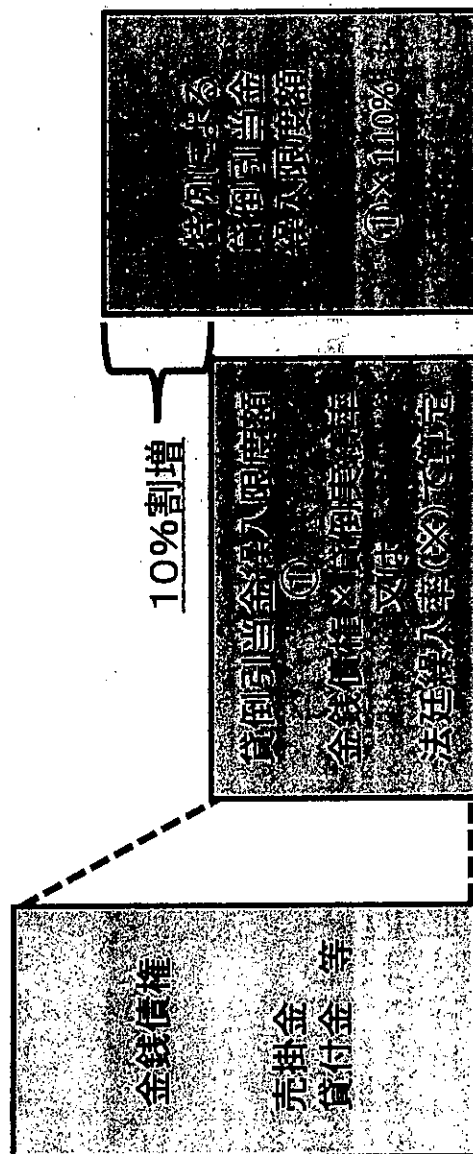
2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等が、各事業年度において、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算について、その限度額を法廷繰入率又は貸倒実績率の10%増とすることができる。

(※)法廷繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び事業協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
割賦販売小売業	13/1000
その他	6/1000



中小企業投資促進税制の延長

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

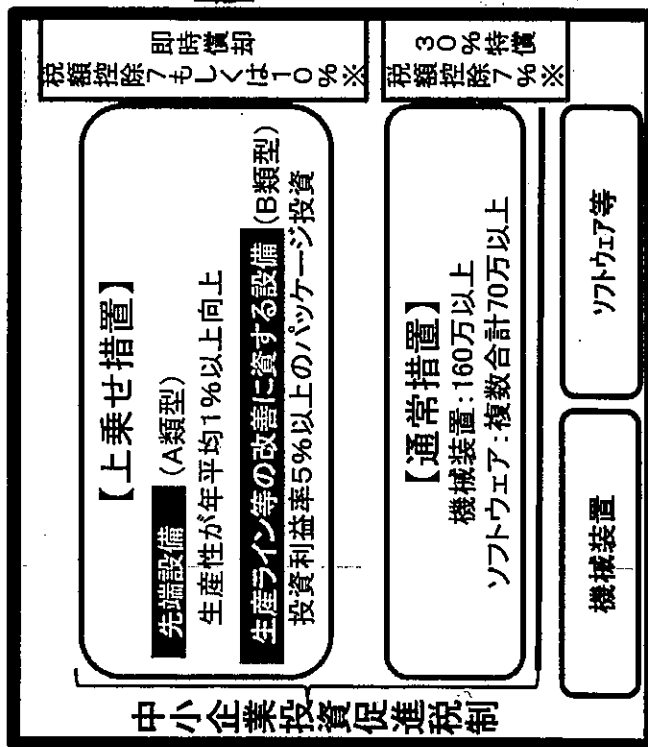
1. 大綱の概要

中小企業投資促進税制から一部対象設備を見直した上で(器具備品を除外)、さらに上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)を改組し、中小企業経営強化税制として新たに創設した上で、その適用期限を2年延長する。

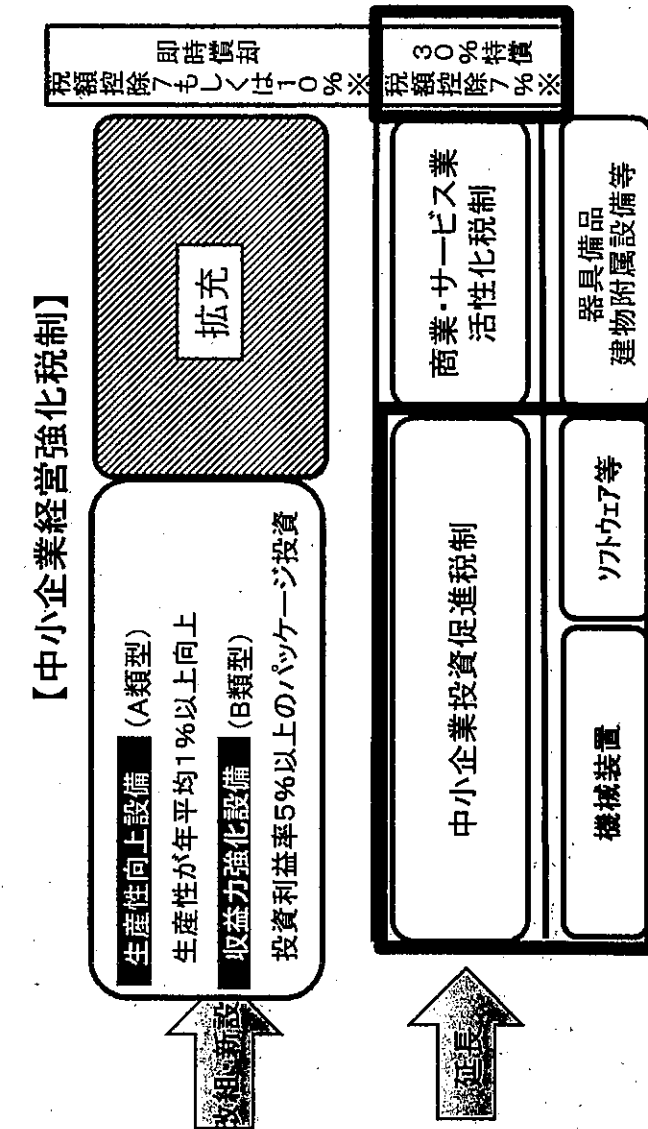
2. 制度の内容

中小企業者等が一定規模以上の機械装置、ソフトウェア等を取得した場合、特別償却または税額控除を受けることができる。

現行制度



改正概要



※資本金3000万円以下の法人に適用

※資本金3000万円以下の法人に適用

中小企業経営強化税制の創設

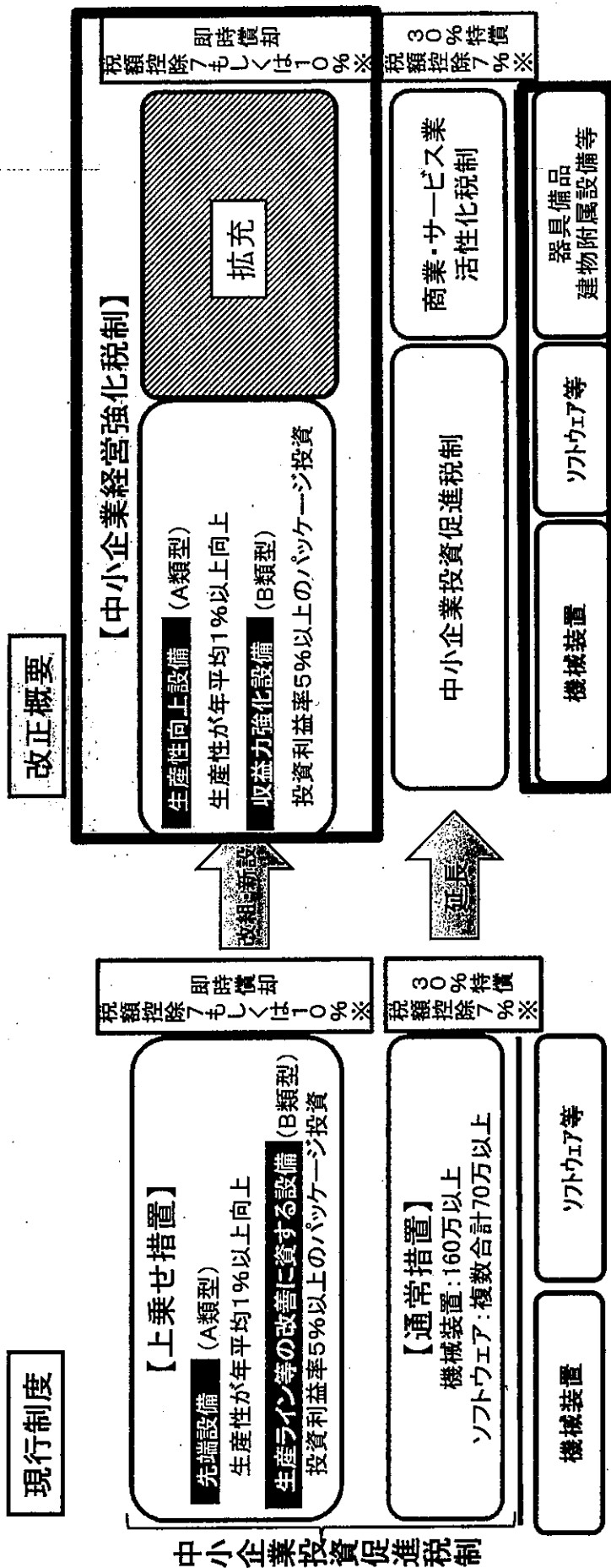
(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

1. 大綱の概要

中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)について中小企業経営強化税制として改組し、対象資産に器具・備品及び建物附属設備等を拡充する措置等を行った上で、適用期限を2年間として創設する。

2. 制度の内容

中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備等の経営改善設備を取得した場合、特別償却または税額控除を受けることができる。



※資本金3000万円以下の法人に適用

※資本金3000万円以下の法人に適用

1. 大綱の概要

中小商業、サービス業等の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

商業・サービス業等を営む中小企業等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%を特別償却又は7%を税額控除(※2)ができる。

(※1) 経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備をいう。

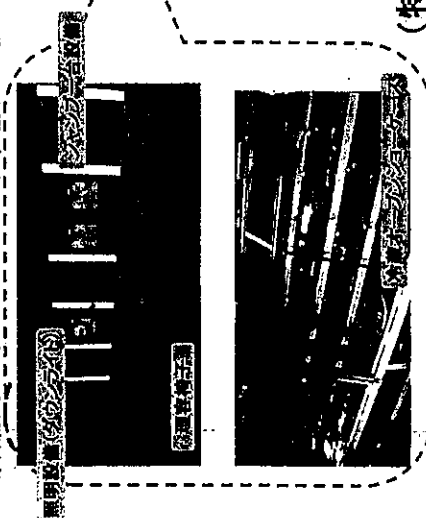
1台30万円以上の器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等)

1台60万円以上の建物附属設備(空調施設、店舗内装等)

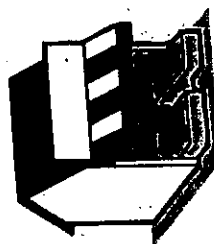
(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る。

【活性化に資する設備の例】

・店舗内のイメージアップ、集客力の拡大



中小商業・サービス業



経営改善指導等に基づく
設備投資

税制措置

(特別償却30%又は税額控除7%)

相談

経営改善指導等

経営改善指導等を行う機関

都道府県中小企業団体中央会
商工会議所
商工会
都道府県生活衛生営業指導センター
各生活衛生同業組合 等

中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の拡充

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

1. 大綱の概要

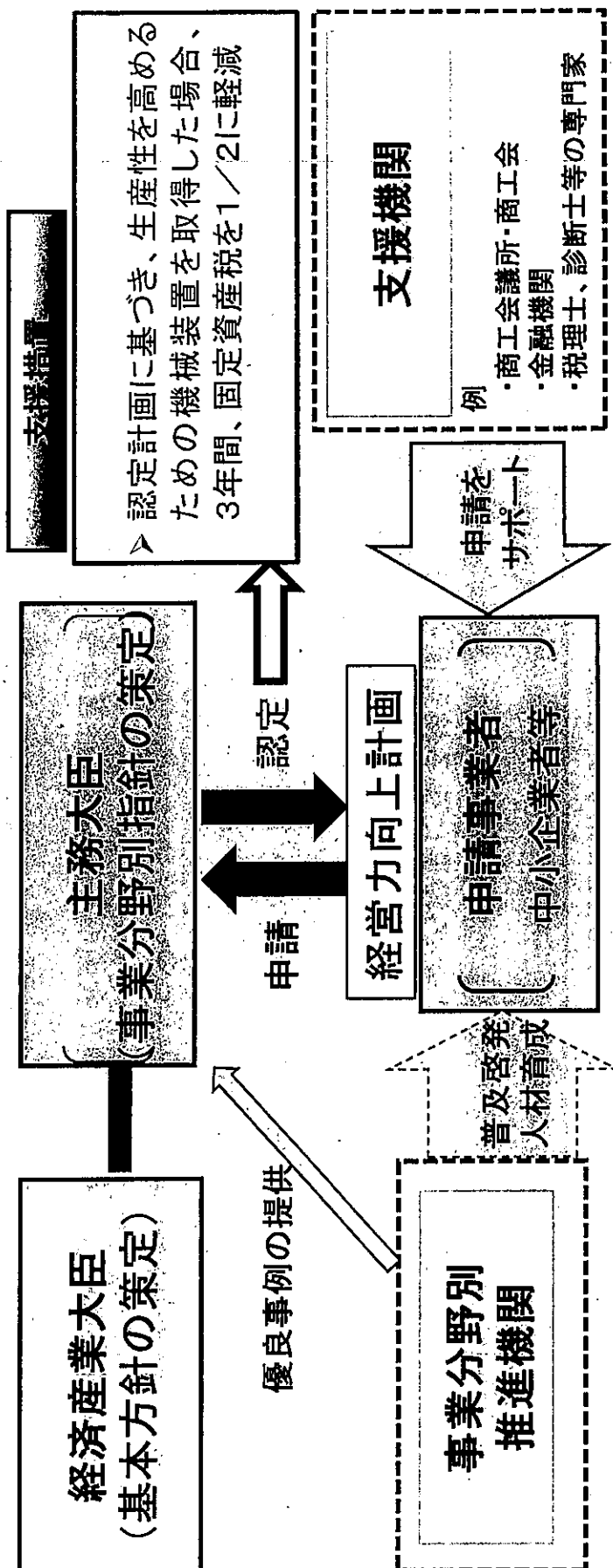
認定経営力向上計画に基づき取得した機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備について器具備品・建物附属設備等を、対象地域・業種を限定した上で追加する。

2. 制度の内容

認定経営力向上計画に基づき取得した測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る。)について、3年間、固定資産税を2分の1に減免。

【中小企業等経営強化法の計画認定スキーム】

平成28年度創設



個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

(相続税、贈与税)

1. 大綱の概要

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

2. 背景

＜個人事業者の意義＞

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成

＜政策目的＞

(小規模基本法第3条)

事業の持続的な発展

＜目的実現のための施策＞

(小規模基本法第3条)

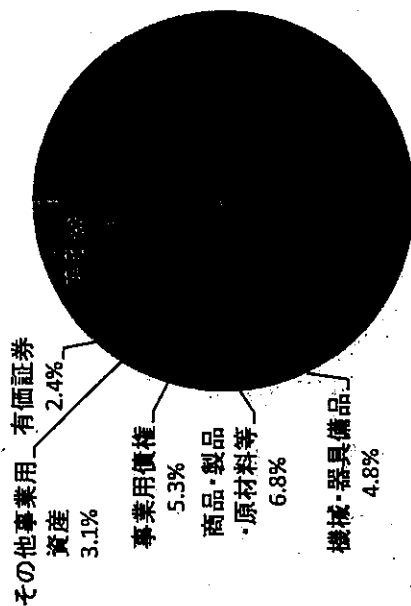
事業承継
の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の
承継に伴う相続税負担の軽減が必要

(小規模基本法第16条)

＜施策の必要性＞

純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成



【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」
(2015年2月、株式会社帝國データバンク) 調査加工。
(備考) 帳簿価格ベース。資産ごとに、全体の上限下限5%を除いた数値の平均値による構成比。

＜事業用宅地の特例措置(一部抜粋)＞

- ① 特定居住用宅地等 限度面積 330㎡ 減額割合 80%
 - ② 特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等 限度面積 400㎡ 減額割合 80%
- 等の特例が措置されている。(上記①と②は併用可) (土地の評価額の減額割合)

火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書
の再周知について

火葬場から排出される有害化学物質につきましては、平成 12 年 3 月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」がとりまとめられ、貴職や火葬場経営者等において、当該指針も参考としつつ、対策を推進していただいているところです。

また、平成 22 年 7 月「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書の送付について（平成 22 年 7 月 29 日健衛 0729 第 1 号）」において、「火葬場から排出される灰の処理に当たっては、当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合は、熔融処理や不溶化处理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要があること」とされ、域内の火葬場経営者等に対し、適切な指導をお願いしてきたところです。

今般、改めて関連する通知等を周知いたしますので、域内の火葬場経営者等の関係者に対して、当該通知等を参考としつつ、火葬場における有害化学物質の排出抑制対策を推進していただくよう適切な指導をお願いいたします。

なお、指導に当たっては、関連する知見を有する環境部局等関係する部局と緊密な連携を図っていただくようお願いいたします。

(参考1)

火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書
(抜粋)

火葬場からの有害物質排出抑制に関する対応策

1 ダイオキシン類抑制対策

現在の「火葬場から排出されるダイオキシン類抑制対策指針」を遵守すること。

(1) 測定

- ・1年に1回以上、排ガス、および集じん灰について定期的に測定し、その結果を記録すること。

(2) 設備対策

- ・集じん機を設置すること。バグフィルターなどの集じん効率の高いものが望ましい。
- ・排ガス冷却方式としては、空気今後による冷却方式が望ましい。
- ・熱交換器による冷却方式は、火葬炉設備をコンパクトにでき、維持管理費を低減できる利点がある反面、ダイオキシン類の再合成を生じる可能性が高いことから、温度管理の徹底等、再合成を避ける工夫が必要である。
- ・熱交換機を設置する場合は、触媒装置、活性炭吸着設備を設置することが望ましい。

(3) 運転対策

- ・主燃焼炉、再燃焼炉において、できるだけ完全燃焼を心がけること。CO濃度を低下させること。
- ・熱交換器を設置している場合は、適切な温度管理により、300-400℃域のダイオキシン類再合成温度域を速やかに降温させること。
- ・熱交換器を設置している場合は、内部の定期的な清掃を実施し、灰の蓄積等を防止すること。
- ・活性炭吸着設備を設置している場合は、定期的な活性炭の破過状況の点検と交換を実施し、性能が維持されるよう努めること。
- ・触媒装置を設置している場合は、触媒活性が発揮できるよう、できるだけ適切な温度に維持することが望ましい。
- ・集じん灰は残骨灰と分別し、適正に処理すること。ただし残骨灰に六価クロム等重金属が多く含まれ、処理を必要とする場合はこの限りでない。

2 水銀の排出抑制対策

(1) 測定

- ・御遺体より、排ガス中水銀の濃度が高い場合と、低い場合がある。地域性にも依存する可能性があるため、複数の火葬について分析し、高濃度水銀排出の発生頻度等

をあらかじめ調査すること。

- ・測定は、JISK0222 に準拠した方法で実施するとともに、乾き排ガス量も測定し、排出原単位（1 体あたりの排出量）を求めておくほうが望ましい。
- ・高濃度水銀排出の発生頻度が高く、かつ、排ガス中の水銀濃度が高い場合においては、下記の対策をとること。

（2）設備対策

- ・触媒装置でも一定の水銀除去効果があるが、活性炭吸着設備を設置することが望ましい。

（3）運転対策

- ・バグフィルター等、ろ過式集じん機を設置している場合は、できるだけ1 日1 回、バグフィルターからの集じん灰の搬出を心がけること。
- ・活性炭吸着設備を設置している場合は、定期的な活性炭の破過状況の点検と交換を実施し、性能が維持されるよう努めること。

3 六価クロム排出抑制対策

（1）測定

- ・年1 回以上、集じん灰、および残骨灰について、土壤汚染対策法に基づいた溶出試験、含有量試験により評価し、結果を記録すること。

（2）設備対策

- ・集じん機を設置すること。バグフィルター等の集じん効率の高いものが望ましい。
- ・排ガス冷却方式としては、熱交換器による冷却方式は、火葬炉設備をコンパクトにでき、維持管理費を低減できる利点がある反面、集じん灰へのクロムの供給源になっている可能性もあるため、空気混合方式が望ましい。
- ・クロム源と考えられるステンレス架台は、多くの火葬場で使用されており、設備・運転計画に支障がない範囲で、クロムを多く含まない架台を用いることが望ましい。

（3）運転対策

- ・熱交換器を設置している場合は、内部の定期的な清掃を実施し、灰の蓄積等に防止すること。
- ・熱交換器に加え、バグフィルター等、ろ過式集じん機を設置している場合は、できるだけ1 日1 回、バグフィルターからの集じん灰の排出を心がけること。
- ・残骨灰、集じん灰が六価クロムを多く含む場合、これらを埋葬、保管、処分等の目的で、直接、埋設すると、地下水汚染や土壤汚染が懸念される。この観点から、これらの灰については、適切に熔融処理、不溶化処理等をした上で、適切に処分・管理すること。

4 その他有害物質排出抑制に関する全般対策

(1) 設備対策

- ・有害物質の拡散を促すため、煙突、排気塔はできるだけ高くするほうが望ましい。
- ・有害物質の拡散を妨げないため、煙突、排気塔には、雨よけ等の遮蔽物の設置をできる限り避けること。

(2) 運転対策

- ・副葬品については、できるだけ御遺族の理解を得て制限することが望ましい。

(参考2)

健衛発 0729 第1号
平成 22 年 7 月 29 日

都道府県
各 政令市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省健康局生活衛生課長

火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告
書の送付について

生活衛生行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、火葬場から排出される有害化学物質につきましては、平成 12 年 3 月に、火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会において、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」がとりまとめられ、貴職や火葬場経営者等において、当該指針も参考としつつ、対策を推進していただいているところです。

このような状況の下、平成 20 年度及び 21 年度厚生労働科学研究費補助金により「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する研究（主任研究者：武田信生（立命館大学）」が実施され、今般、別添の報告書がとりまとめられました。

当該報告書においては、火葬場から排出される有害化学物質の実態、炉の構造や維持管理と排出量の関係等についての調査結果とともに、具体的な排出抑制対策及び灰の処理方法等が提言されております。

貴職におかれましては、下記について留意の上、域内の火葬場経営者等の関係者に対して適切な指導をお願いします。

なお、指導にあたっては、関連する知見を有する環境部局等関係する部局と緊密な連携を図り適切に対応されるようお願いいたします。

なお、下記については環境省と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 報告書に示されている対策も参考として、火葬場における有害化学物質の排出抑制に努める必要があること。
2. 火葬場から排出される灰については、宗教的感情の対象として扱われる限りにおいては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物に該当しないとされているが、その処理に当たっては、当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合は、熔融処理や不溶化处理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要があること。
なお、単に事業として灰を処理している場合など宗教的感情の対象として扱われていない場合には、同法に基づく廃棄物に該当することを念のため申し添える。

生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況

① 事業者への周知(最低賃金制度・助成金制度)

対応の方向性

- ・営業許可を行っている自治体における事業者向け講習会等の機会を利用した周知を行う
- ・営業許可等の際に窓口で個別に周知
- ・関係団体だけでなく、自治体の研修会等を通じた助成金制度の周知

対応状況

- ・平成28年度全国厚生労働関係部局長会議を開催(平成29年1月19,20日)し、最低賃金について周知の協力を依頼する旨、各都道府県等に連絡。(参考資料1ページ参照)

② 国民への周知

対応の方向性

- ・よりメッセージ性高く、ツイッター等を通じた更なる周知を図る
- ・従業員を始めとする国民が最低賃金違反を把握したときに相談する窓口(監督署等)を周知

対応状況

- ・平成29年1月に開設した厚生労働省食品安全情報ツイッターにて周知。(参考資料2ページ参照)今後も継続して発信する。

③ 経営相談支援事業と連携した支援

対応の方向性

- ・生活衛生関係営業指導センターと最低賃金総合相談支援センターが連携し、経営相談事業等を実施することにより、最低賃金引上げに向けた取り組みを支援

対応状況

- ・「生活衛生関係営業者の経営支援等に関する関係省庁連絡会議」を中小企業庁とともに開催し、具体的な体制整備について検討を行った

生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況

④ 補助金による支援(高付加価値化、低コスト化、従業員待遇改善、後継者育成、インバウンド対応)

対応の方向性

生産性向上等のために生活衛生同業組合や生活衛生同業組合連合会が行う取組への支援を行う

- ・高付加価値化、共同購入をするための体制構築等の検討
- ・標準的なキャリアパスの設定
- ・後継者確保のための取組
- ・生活衛生関係営業業者による外国人受入対策

対応状況

- ・平成29年4月に発出予定の事業計画書の提出要領に、左記の事業が補助金の対象となる旨を明示し、生活衛生同業組合等に引き続き周知する

⑤ 経営力向上計画の認定と好事例の収集

対応の方向性

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を行う

※計画の認定を受けた事業者は、生産性を高めるための機械装置等取得した場合の固定資産税の軽減措置(1/2)等の支援を受けることができる

対応状況

認定を行った事例を取りまとめ、今後、好事例を広く周知する。

(申請件数)

- ・旅館・ホテル業:41件
- ・外食・中食業:85件

(平成29年1月30日現在)
(参考資料3～5ページ参照)

生活衛生関係営業における賃金引上げに向けた取組の対応状況

⑥ 好事例の展開

対応の方向性
・飲食・宿泊業において生産性向上に成功した事例を取りまとめ、事例集を作成し、周知する

対応状況
経営力向上計画の認定事例や業務改善助成金を利用した事例等の好事例を取りまとめ、今後広く周知する。 (参考資料6～9ページ参照)

⑦ 飲食業・旅館業の振興指針の改正

対応の方向性
・5年に1度の改正において最低賃金の引き上げに向けた対応及び生産性向上への対応等を盛り込む (飲食業は平成29年度、旅館業は平成31年度に改正予定)

対応状況
飲食業における振興指針については、最低賃金の引上げに向けた対応を盛り込む方向で改正。(平成29年度から施行予定) ※振興計画の認定を受けた組合の組合員は、振興計画に基づく事業に要する経費について、優遇金利で融資を受けられる (参考資料10ページ参照)

平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について

○ 7月28日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われた。

＜平成28年度ランク別の目安額＞

都道府県		H28年度	(H27年度)
ランク			
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25円	(19円)
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24円	(18円)
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22円	(16円)
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21円	(16円)

○ 全国加重平均では、24円(引上げ率に換算して3.0%)となった。

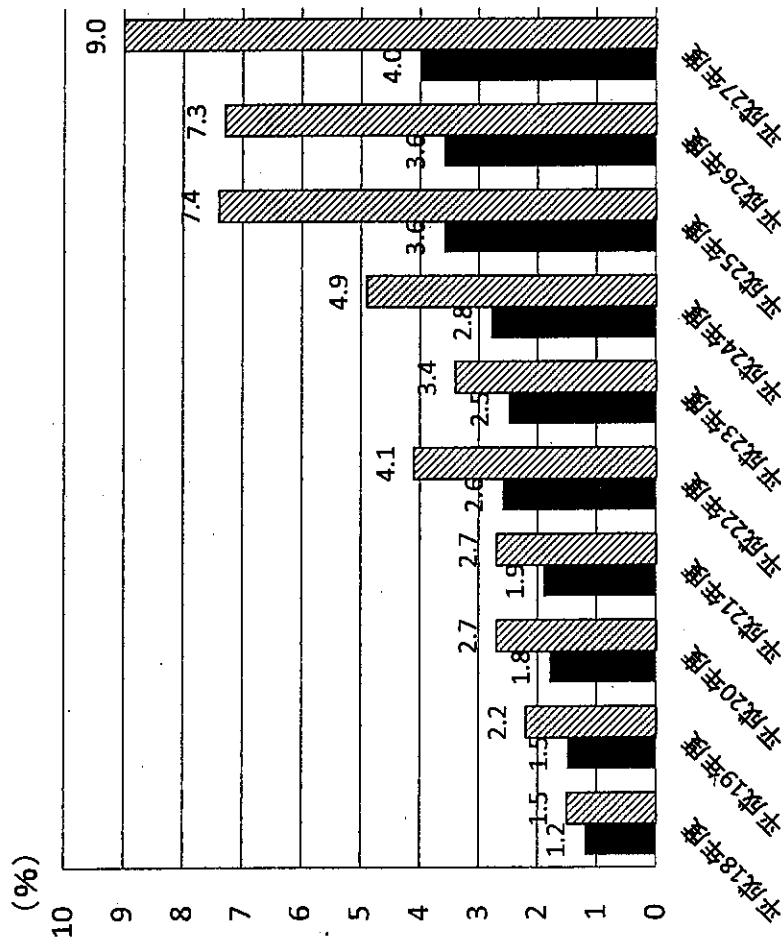
※ この目安額を参考にして、地方最低賃金審議会が調査審議を行い、都道府県労働局長が、地域別最低賃金を決定する。

※ 改定後の最低賃金の発効日は、10月以降となる見込みである。

○ 答申の中で、中小企業等の取引条件の改善等に関し、以下のとおり明記された。
「政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。」

最低賃金の引上げによる影響

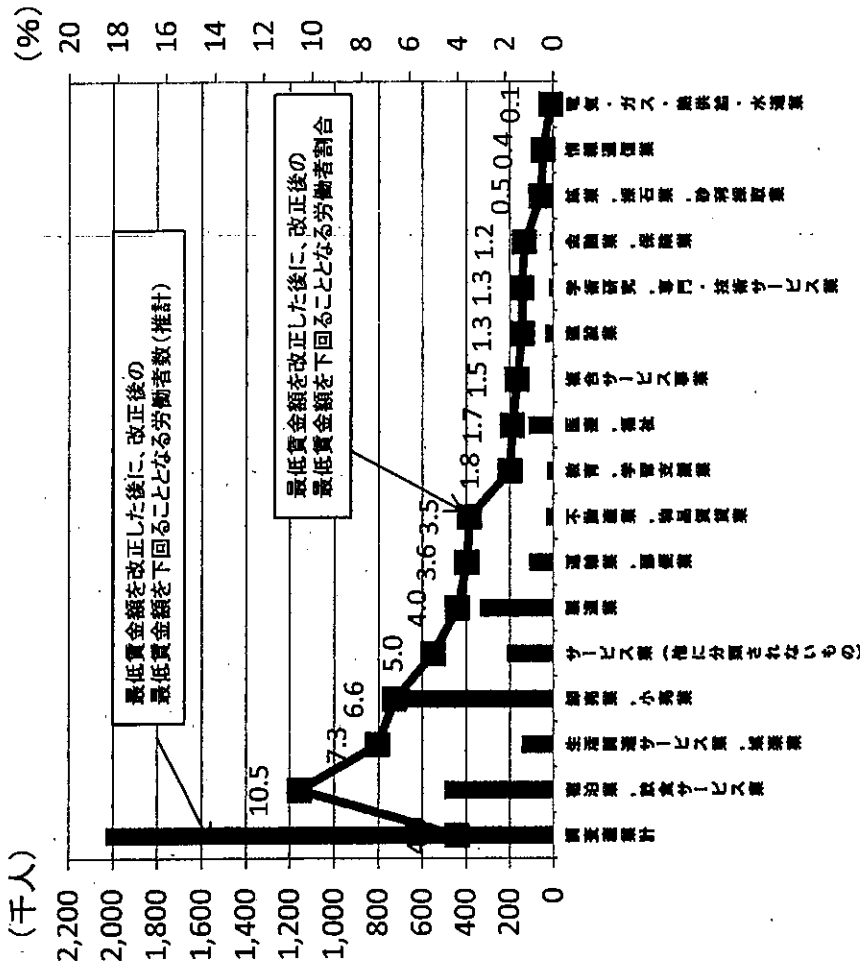
最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合の推移



■ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)
(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

▨ 小規模事業所(事業所規模30人未満(製造業は100人未満))
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

産業別の影響(平成27年度)



※ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)

(資料出所)厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査特別集計」、
総務省「平成26年経済センサス基礎調査」

最低賃金引き上げに関する周知状況①

○ 平成28年度全国厚生労働関係部局長会議資料（抜粋）

イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、平成28年度については、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改訂を平成29年1月13日開催の厚生科学審議会生活衛生適正化分科会において了承いただき、最終的な事務作業を行っている。

都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よりしくお願います。

ウ テトラクロロエチレン溶剤対応ドラライクリーニング機における活性炭吸着式排気回収装置未対応機器の検診・指導について

従前の経緯

- 「ドラライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」については、本年度の調査にご協力いただき、現在、調査結果を集計中である。

都道府県等に対する要請

- 本調査については、「都道府県、政令市及び特別区における指導等」として、調査目的をお示ししている中、テトラクロロエチレンの排気について、従業員やひいては近隣住民等の健康へ影響が懸念されることから、大気汚染防止法の規制にかかる機器設置者のみならず、未設置事業者に対し、排気回収装置の設置または内蔵型機器への更新について、更なる指導等をお願いする。

- なお、当該機器の設置については、国としても、租税特別措置にかかる公害防止設備の特別償却制度について、平成29年3月末までの措置を平成31年3月末まで2年延長する方針となったところであり、未設置事業者に対する設備更新を促すとともに、併せて情報提供をお願いする。

エ 最低賃金の引き上げに向けた対応について

経緯及び都道府県等に対する要請

- 平成28年度の最低賃金改定において、全国加重平均額は前年度比25円増の823円と

された。特に宿泊業、飲食サービス業については、最低賃金引上げの影響を受けるとの指摘がされていることを踏まえ、営業許可や講習会等の機会において最低賃金に関する周知について協力をお願いする予定である。詳細については、後日連絡する。

(2) 火葬場における有害化学物質について

これまでの経緯及び対応状況

- 火葬場から排出される有害化学物質については、平成12年3月に「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」がとりまとめられ、都道府県知事等に対して、当該指針も参考として、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。

- また、平成20年度及び21年度厚生労働科学研究費補助金により「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する研究」が実施され、報告書がとりまとめられた。当該報告書においては、火葬場から排出される有害化学物質の実態、炉の構造や維持管理と排出量の関係等についての調査結果とともに、具体的な排出抑制対策及び灰の処理方法等が提言されている。

- 平成22年7月「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する報告書」の送付について（平成22年7月29日健衛0729第1号）において、当該報告書を周知するとともに、「火葬場から排出される灰の処理に当たっては、当該灰に含まれる有害化学物質を定期的に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合は、溶融処理や不活化処理等の報告書に示されている対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理する必要がある」と留意事項を示し、都道府県知事等に対して、域内の火葬場経営者等への適切な指導をお願いしているところである。

都道府県等に対する要請

- 域内の火葬場経営者等の関係者に対して、引き続き、当該通知等を参考としつつ、火葬場における有害化学物質の排出抑制対策を推進していただくよう、適切な指導をお願いする。

- なお、指導に当たっては、関連する知見を有する環境部局等関係する部局と緊密な連携を図っていただくようお願いする。

最低賃金引き上げに関する周知状況②

○ ツイッターによる周知(1月25日投稿)

厚生労働省食品安全情報
SHOKUHIN_ANZEN

フォローする

飲食店でお勤めの皆様へ。あなたの賃金は大丈夫ですか？賃金には、国が都道府県ごとの賃金の最低額を定め、使用者はその額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする最低賃金制度があります。都道府県ごとの最低賃金はこちらです。(続く)

pc.saiteichingin.info/table/page_lis...

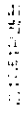
67

38



100

100



4

23



厚生労働省食品安全情報
SHOKUHIN_ANZEN

フォローする

(続き) 最低賃金を下回る場合、最低賃金額に満たない不足分を請求することができます。まずは最低賃金を下回っている旨を使用者と話し、みることをお勧めします。使用者と話をしても解決しない場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

mhlw.go.jp/stf/seisakunit...

必ずエツク

最低賃金

使用者も、労働者も。

70

42



156

2017年1月25日



4

53

70





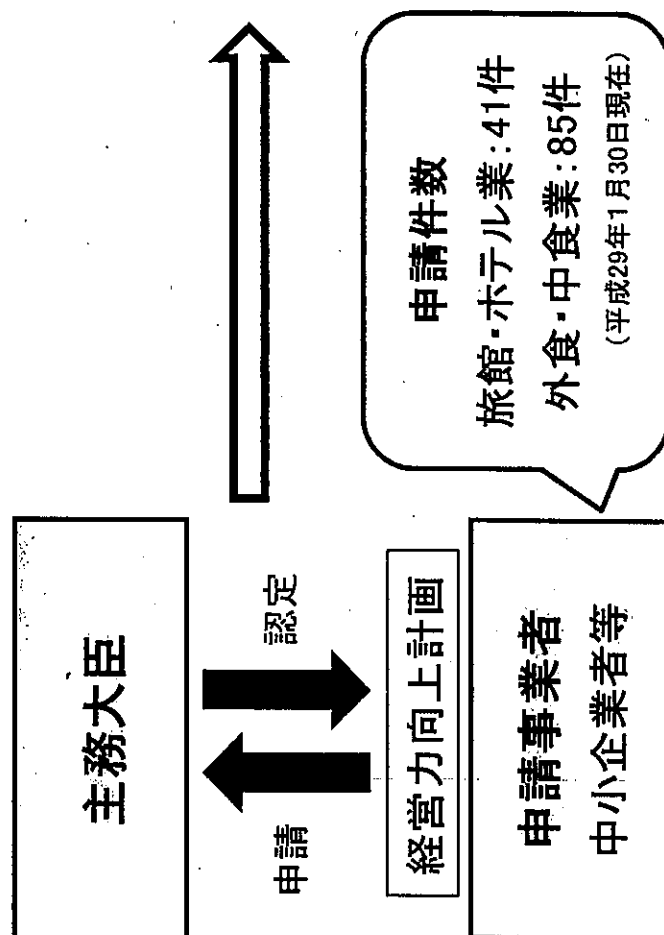


中小企業経営強化法について

【概要】

- ・中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を受けることができる。
- ・認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けられる。

【中小企業等経営強化法の計画認定スキーム】



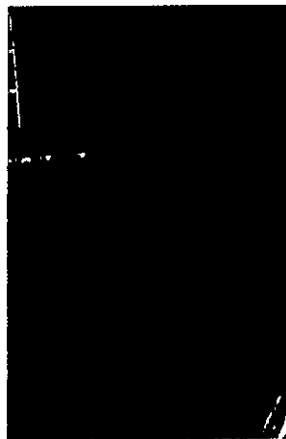
◎経営力向上計画認定状況①(旅館業)

◎申請件数:41件(平成29年1月30日現在)

事例 株式会社 本暮旅館

西暦1600年頃開業、400有余年の歴史ある伊香保の温泉旅館での経営力向上計画として、人員不足を補うために行っていた残業時間の短縮や効率的な業務を実施するため、ICT技術の導入等により、従業員満足度と顧客満足度の改善を行う。

＜店舗等＞



＜取組事例＞



接客能力の向上や人材育成として各種研修実施や「おもてなし検定」の資格取得者を増やし、IPトランシーバー導入により厨房と接客スタッフ等の関係者間の情報共有をリアルタイムで行うなど、お客様への「感動」を提供する。

＜具体的な取組＞

- 従業員の資格取得として「おもてなし検定」上級資格者の増員に継続的に取り組む。
- 現在の定年年齢を迎えるベテラン従業員の雇用延長を行う。
- IPトランシーバーを導入することで、関係者間の情報共有をリアルタイムで実施し、業務効率化の大幅な改善とともに、従業員満足度と顧客満足度の両方を改善する。

◎経営力向上計画認定状況②(外食・中食業)

◎申請件数:85件(平成29年1月30日現在)

事例:有限会社 心誠

長崎県五島列島福江島にて郷土料理・和食店「いけす割烹心誠」を営業。
観光客中心の顧客対応を行っているが、増天候不良による船舶、航空機の欠航による団体キャンセルなどが課題となっている。このため、業務用冷凍冷蔵庫の導入により、地元食材等の鮮度を維持し、保存期間を延ばすことで、食品の廃棄ロスを削減する等の効果などにより生産性向上を行う。

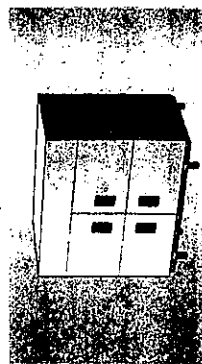
<店舗等>



<取組事例>



(仕出し用料理例)



(急速冷凍冷蔵庫の導入)

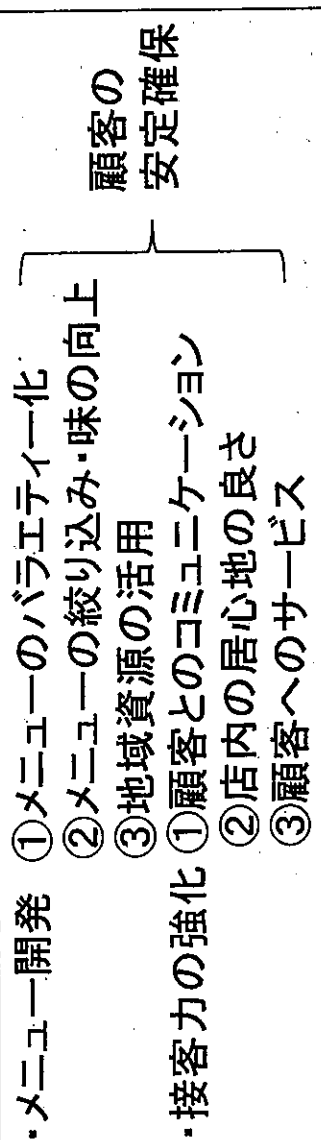
<具体的な取組>

- 急速冷凍冷蔵庫可能な機器、業務用冷凍冷蔵庫の導入により、調理済み食品について細菌繁殖温度帯(60℃から10℃)を素早く通過させることで、鮮度を保ったまま保存し、天候不良による団体キャンセル等による廃棄ロス削減効果が見込める。
- 大量注文への対応により、宴会や法事用仕出しなどへの対応により顧客のニーズに対応する。

生活衛生関係営業に係る生産性向上好事例①

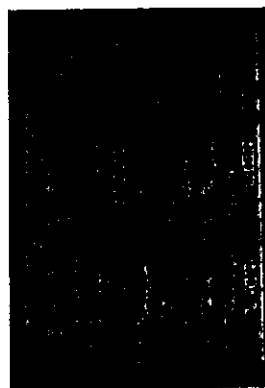
○ 飲食業におけるメニュー開発・接客力の強化による収益の増加

夜・週末のメニュー強化を図ることによる一定客層の確保、独自メニュー開発によるリピーターの確保、地域の歴史を踏まえたメニューによるアピールによる集客、地産地消による地域住民の確保による、メニュー開発による集客力の向上、季節のメニューの早期掲示や料理教室などの開催による地域住民とのコミュニケーション、店内の座席配置の見直しや1人1人の客への特別感の演出、ポイントカード・イベント開催等による、接客力による集客力の向上により、顧客を安定的に確保し、収益を上げる。



収益率UP

<メニュー例>



<料理教室>

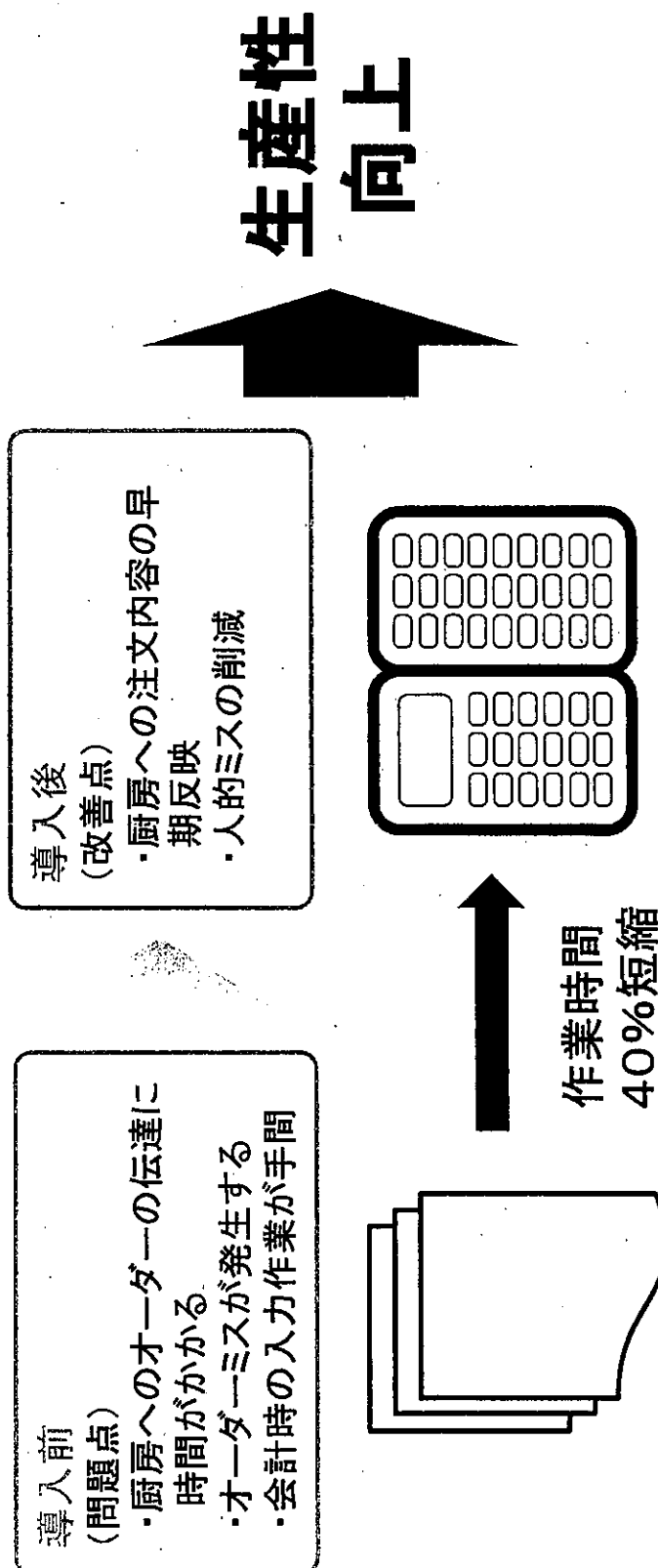


全国麺類生活衛生同業組合連合会
による取組みをパンフレットにして
組合員に配布(補助金による事業)

生活衛生関係営業に係る生産性向上好事例②

○ 飲食店におけるオーダーエントリーシステムの導入

紙伝票で行っていた注文の管理を行っていたが、厨房へのオーダーに時間がかかったり、オーダーミスや会計時の入力ミスが発生していた。オーダーエントリーシステムを導入し、注文時の時間短縮、注文ミス及び入力ミスを軽減し、作業時間の短縮やミスの軽減による生産性が向上した。



業務改善助成金を利用した取り組み

生活衛生関係営業に係る生産性向上好事例③

○ 専門家の業務フロー見直しによる顧客回転率の上昇

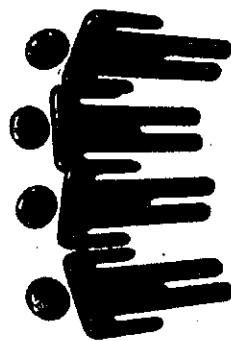
接客の業務フローがないために、接客品質の均一化ができておらず、質の高い接客が維持できていなかった。また、新人教育に充てる時間が長期化をしていた。専門家によりマニュアルを作成することにより、接客品質や業務効率が上がり、顧客回転率が増加し、生産性が向上した。

導入前 (問題点)

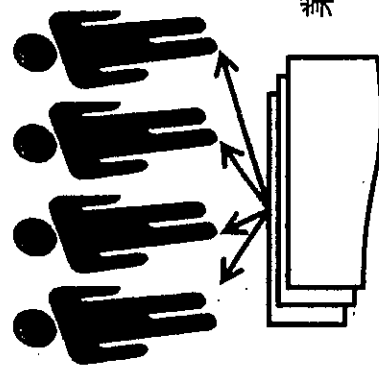
- ・接客の質の均一化ができていない
- ・質の高い接客が維持できない
- ・店長が新人教育に充てる時間が長期化

導入後 (改善点)

- ・接客の均一化により質及び業務効率が上がり、顧客回転率が増加
- ・店長がマネジメントに時間をかけられる



サービス提供
までの時間
10%短縮



業務改善助成金を利用した取り組み

生産性
向上

生活衛生関係営業に係る生産性向上好事例④

○ 組合が運営する回転寿司店での共同研修

すでに第一線を引退した寿司職人が、組合員の店舗の後継者や若手従業員などの未だ完全に一本立ちや自分で店を持つまでに至っていない者を、実際の店舗で丁寧に技術指導し、若い職人が自ら握った寿司をお客さんに提供する機会を提供している。このような機会は、若手にとって大変貴重な実践の機会であり、業界の最大の課題である後継者の養成に貢献し

導入前。

(問題点)

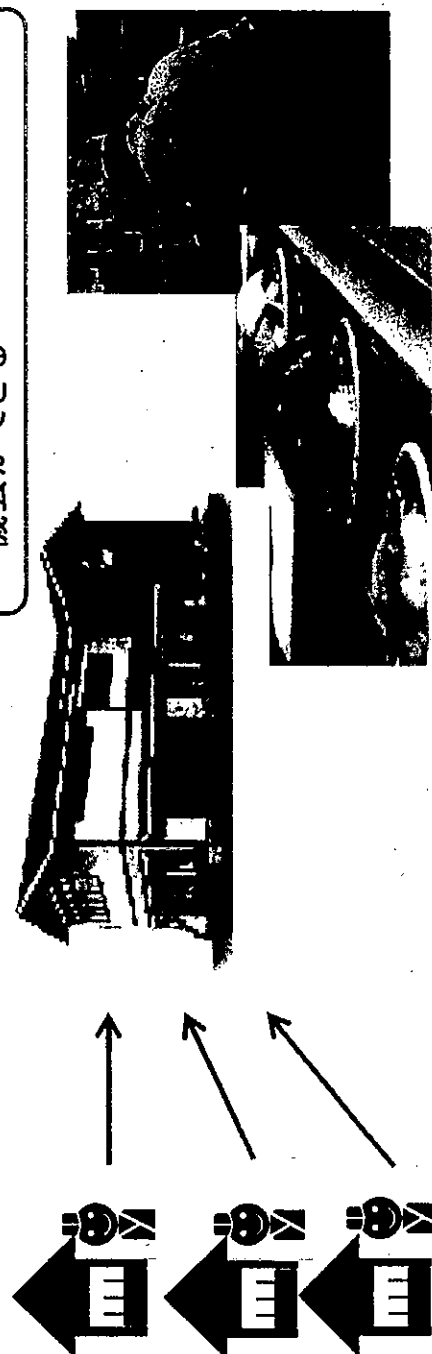
- ・それぞれの店舗で研修を行うことでコストがかかる
- ・小さい店では若い人ができる仕事に限られている

導入後

(改善点)

- ・第一線を引退した寿司職人の技術の効果的な伝承・普及が一元的に行える
- ・若い職人が幅広い業務に携わる機会ができる

生産性
向上
&
後継者
育成



京都府寿司生活衛生
生同業組合の取組

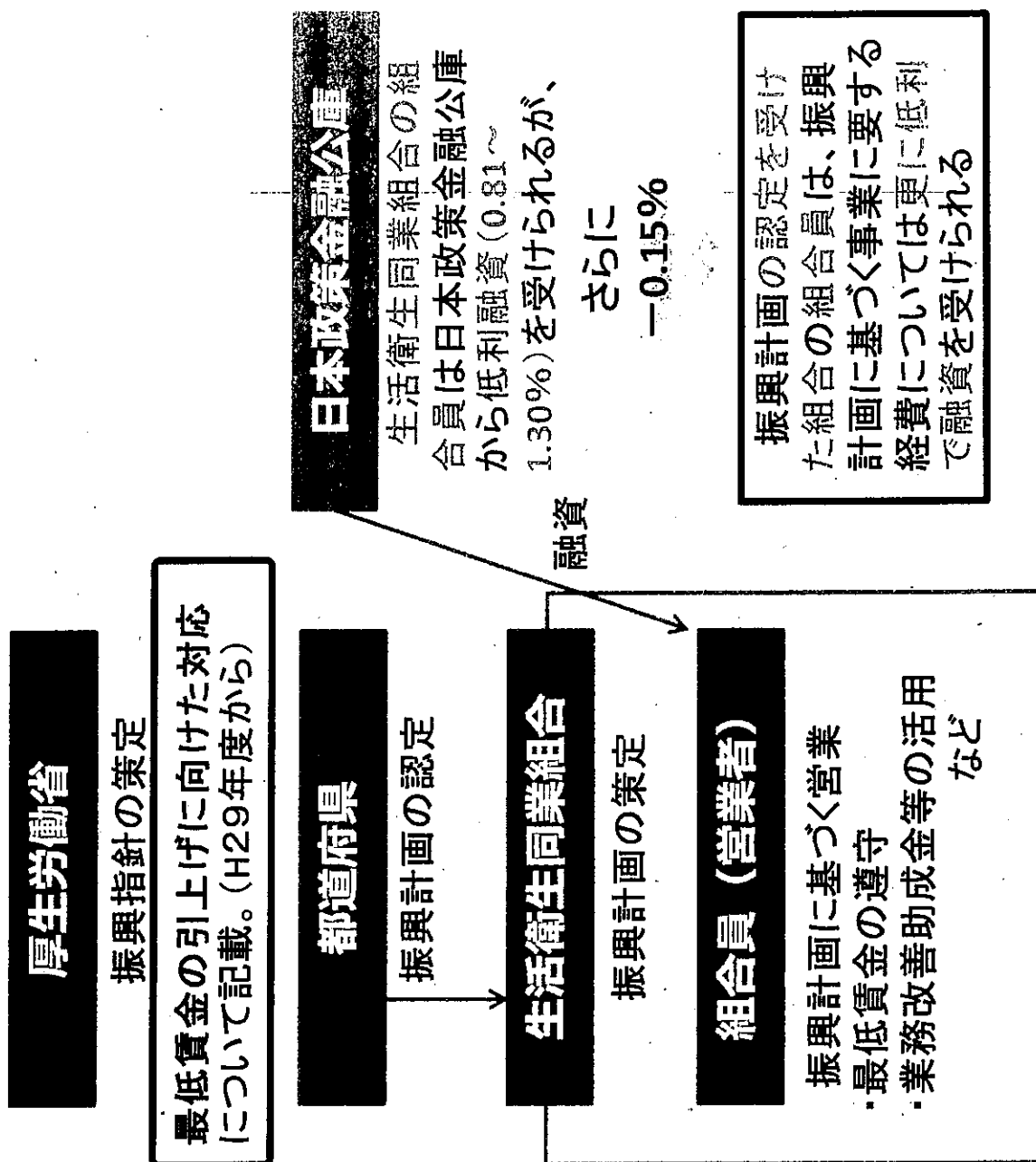
振興指針による最低賃金引上げ対応

振興指針

生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、厚生労働大臣が設定するもの

振興計画

組合員等がその組合員たる営業者の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの



生活衛生課所管表彰一覧

カテゴリー	頻度	表彰名	対象者	伝達方法
大臣表彰	毎年	生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰	生活衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者	毎年10月下旬 「生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰」式典において伝達
大臣表彰	毎年	理容師美容師養成功労者 厚生労働大臣表彰	理美容養成施設の教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者	毎年8月上旬 「全国理容師美容師養成施設教職員研修会」式典において伝達
大臣表彰	毎年	建築物環境衛生功労者 厚生労働大臣表彰	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者	毎年1月下旬 「建築物環境衛生管理全国大会」式典において伝達
大臣感謝状	5年毎	環境衛生監視業務功労者 厚生労働大臣表彰	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	5年に1回、10月下旬 「生活と環境全国大会」式典において伝達 次回は平成29年度
医薬・生活衛生局長感謝状	毎年	環境衛生監視業務功労者 医薬・生活衛生局長感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	毎年10月下旬 「生活と環境全国大会」式典において伝達
医薬・生活衛生局長感謝状	10年毎	生活衛生営業経営特別相談員功労者 医薬・生活衛生局長感謝状	都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年(10年毎)において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者	各都道府県指導センターの設立〇〇周年記念式典等において伝達

